

自動車保険の改定のご案内

平素は三井住友海上の自動車保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当社では2024年1月1日以降始期のご契約から自動車保険を改定いたしました。お客さまに一層の安心と信頼をお届けするために商品の改定を行うとともに、社会環境の変化や直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準等の見直しを行っております。

本ご案内をご確認いただき、引続き三井住友海上をご用命くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

GK : GK クルマの保険

一般用 : 自動車保険・一般用

ドライバー : GK クルマの保険・ドライバー保険

はじめて : はじめての自動車保険

1DAY : 1DAY保険

1 商品の改定

1 「車両保険「10補償限定」特約」の改定

GK 一般用 はじめて

●車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定する「車両保険「10補償限定」特約」の対象事故に、「自転車等の対象乗用具」、「人」、「動物」との衝突・接触事故を追加します。

※ 一般用 の「車両保険「7補償限定」特約」をセットされているお客さまにつきましては、引続き補償対象外となります。

補償する事故(主な事故例)	車両保険「10補償限定」特約		<参考> 一般補償
	改定前	改定後	
① ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触 ※改定前は以下の3つに区分していた事故を1つの区分に統合します。 ① 相手自動車との衝突・接触(相手が確認できる場合) ② 自動車によるあて逃げ ③ ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	○	○	○
② 自転車等の対象乗用具との衝突・接触	×	○	○
③ 歩行者・動物(注1)との衝突・接触	×	○	○
④ 火災・爆発 ⑤ 盗難(注2) ⑥ 騒擾・労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑦ 台風・竜巻・洪水・高潮	○	○	○
⑧ 落書、いたづら、窓ガラス破損 ⑨ 飛来中または落下中の他物との衝突 ⑩ その他の偶然な事故(注3)	○	○	○
⑪ 電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触 ⑫ 墜落・転覆	×	×	○
⑬ 地震・噴火・津波	×	×	×

(注1) 崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。

(注2) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。([二輪・原付盗難対象外特約]がセットされています。)

(注3) 塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑬に該当する事故を除きます。

ポイント2 衝突事故の相手が下表に該当する事故であれば、「②自転車等の対象乗用具との衝突・接触」に該当します。

対象乗用具	① 汽車、電車、気動車
	② 自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障がい者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(注1)
	③ キックボード、搭乗型移動支援ロボット(注2)、遊具(注3)。ただし、上記①または②のいずれかに該当するものを除きます。

(注1) 歩行補助車とは、シニアカー等原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限り、シルバーカーを除きます。
(注2) 搭乗型移動支援ロボットとは、車輪が付いているもので、かつ、人が乗用する可動式のものをいいます。
(注3) 遊具とは、車輪が付いているもので、かつ、主として遊戯を目的に人が乗用する可動式のものに限ります。

2 「レンタカー費用特約」・「ロードサービス費用特約」等の改定

改定① レンタカー使用限度日数の拡大（「レンタカー費用特約」）

GK 一般用

- 新車購入から納車までの期間の長期化等を踏まえ、「新車特約」または「車両全損時復旧費用特約」（以下、「新車特約等」といいます。）がセットされているご契約で、事故によりこれらの特約のいずれかを適用してお車を買替える際のレンタカー使用限度日数を「90日」に延長します。

区分		改定前	改定後
事故の場合	新車特約等を適用して買替	最大30日	最大90日
	上記以外		最大30日
故障・走行障害の場合		最大15日	最大15日

改定② 他の交通手段の利用に関する特則の改定（「レンタカー費用特約」等）

GK 一般用

- 大規模自然災害の影響有無にかかわらず、レンタカーの借入れが困難であると当社が判断した場合に、レンタカー以外の交通手段（「わ」「れ」ナンバー以外の代車、電車・バス等の公共交通機関、タクシー等）をご利用された際の費用を、レンタカー費用に含めて補償します。なお、この特則は、ご契約の始期日にかかわらず、2024年1月1日以降に発生した事故が適用対象となります。

※ 一般用 の「レンタカー費用特約（特殊車両等用）」も同様の改定を行います。

改定③ ロードサービス・レンタカー費用の補償対象の拡大（「ロードサービス費用特約」「レンタカー費用特約」等）

GK 一般用 はじめて 1DAY

- 故障、走行障害、落輪、衝突・接触等の事故による車両損害のいずれにも該当しない、ご契約のお車に発生した自然の消耗や欠陥等の事象により走行不能となった場合でも、「ロードサービス費用特約」および「レンタカー費用特約」の補償対象とします。

<改定後にお支払い対象となる例>

・マフラーが劣化により脱落し、走行不能となった場合 ・リコール対象の部品の不具合により、走行不能となった場合

※改定後もキーの紛失や燃料切れ（電気自動車における電欠や天然ガス等のみを燃料とするお車における燃料切れを除く）、車検切れによって走行不能となった場合は補償対象外です。

※ 1DAY の緊急時サービス費用保険や、一般用 の「レンタカー費用特約（特殊車両等用）」も同様の改定を行います。

3 その他の補償改定

改定項目	概要	保険種類
人身傷害保険等の改定	運行中（乗降動作中を含む）のご契約のお車に搭乗中に発生した、お車の運行に起因しない偶然な事故を補償対象とします。 ※ ドライバー 1DAY における自損傷害保険や、「自動車事故特約」、「自損傷害特約」等も同様の改定を行います。	GK 一般用 ドライバー はじめて 1DAY
『見守るクルマの保険』の改定	対象車種に「特種用途自動車（キャンピング車以外）」を追加します。	一般用
『全損時諸費用特約』等の改定	「全損時諸費用特約」「全損時諸費用倍額払特約」につきまして、車両保険金のお支払いが無くても単独で全損時諸費用保険金をお支払いできるように、車両保険金との同時支払要件を廃止します。	GK 一般用 はじめて
『車両超過修理費用特約』の改定	対象車種を「すべての用途車種（二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、A種工作車、B種工作車を除く）」に拡大します。	一般用
弁護士費用に関する特約の改定	使用者が所有する自動車（社有車）を業務で運転している間に発生した被害事故を補償対象とします。 ※被保険者の範囲に変更はありません。	GK 一般用
対物免責金額（自己負担額）設定の改定	対物免責金額は、対物保険金額以下で設定していただくように改定します。	一般用

2 保険料水準の見直し

GK 一般用 はじめて ドライバー

インフレによる修理費の上昇や直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料の見直しを行います。平均的な保険料水準は引上げとなりますが、ご契約条件によっては保険料が引下げとなる場合もあります。

- このご案内は、2024年1月改定の概要をご説明したものです。なお、満期を迎えるご契約の始期日が2022年12月31日以前の場合（保険期間が1年を超える長期契約のお客さま）、本改定前に実施済みの自動車保険の改定等による変更点があります。ご不明な点につきましては代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 2024年1月1日以降のご契約の詳細は、パンフレット、『重要事項のご説明』または『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご覧ください。
- 『GK クルマの保険』は家庭用自動車総合保険、『自動車保険・一般用』は一般自動車総合保険、『GK クルマの保険・ドライバー保険』は自動車運転者損害賠償責任保険、『はじめての自動車保険』は個人用自動車保険、『1DAY保険』は24時間単位型自動車運転者保険の略称です。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

<当社使用>

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
<チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス> こちらから
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶
<お客さまデスク> 0120-632-277（無料）

